

(仮称) (社)入間市シルバー人材センター・・・ハイキングの会会則 (案)

(名 称)

第1条 本会は、(仮称) (社)入間市シルバー人材センター・・・ハイキングの会 (以下「ハイキングの会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 ハイキングの会は、四季折々、自然の中をハイキングすることをおして、仲間づくりと健康づくりに務め、いつまでも元気で、心豊かな生活が送れるよう、継続的活動をすることを目的とする。

(事 務 所)

第3条 ハイキングの会の事務所は、(社) 入間市シルバー人材センター内に置く。

(活 動)

第4条 ハイキングの会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 継続的に自然の中をハイキングする。
- (2) 他団体の歩く活動に積極的に参加する。
- (3) 健康づくり講座の開催をする。
- (4) その他目的達成のため必要な活動

(会 員)

第5条 ハイキング会の会員は、(社) 入間市シルバー人材センターの会員及びハイキングの会の趣旨に賛同する市内に在住・在勤する個人をもって構成する。

(役 員)

第6条 ハイキングの会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 1名 |

2. ハイキングの会に顧問を置くことが出来る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、ハイキングの会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、ハイキングの会の事務を処理する。
- (4) 会計は、ハイキングの会の会計をつかさどる。
- (5) 理事は、役員会を構成し、ハイキングの会の運営にあたる。
- (6) 監事は、会計その他会務を監査する。

(役員を選出)

第 8 条 役員は、総会で選出する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない。(再任は、2 回までとする。)

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第 11 条 総会は、第 5 条に規定する会員及び第 6 条に規定する役員をもって構成する。

2. 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 役員選出及び承認

(3) 活動計画・予算の審議及び活動報告・決算の承認

(4) その他会長が付議した事項

3. 総会は、年 1 回開催するものとし、会長が招集し会議の議長となる。

4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。

(役員会)

第 12 条 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 活動計画の実施・運営に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他会長が付議した事項

2. 役員会は、必要に応じて開催するものとし、会長が招集し会議の議長となる。

(経費)

第 13 条 ハイキングの会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 14 条 ハイキングの会の会費は、年額 2, 0 0 0 円とする。

(会計年度)

第 15 条 ハイキングの会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 16 条 本会則執行上必要な細則は、役員会がこれを定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 1 5 日から施行する。